

# おおつ障害者プラン パブリックコメント（案）について

「大津市障害者計画・  
大津市障害福祉計画（7期）・大津市障害児福祉計画（3期）」



現行障害者計画  
H30～R5



現行福祉計画  
R3～R5

福祉部障害福祉課  
令和5年11月22日

# 目次

1. おおつ障害者プランの基本理念等	．．．．．	P 3
2. 大津市障害者計画	．．．．．	P 6
3. 第7期大津市障害福祉計画	．．．．．	P 15
4. 第3期大津市障害児福祉計画	．．．．．	P 21
5. 今後のスケジュール	．．．．．	P 22
6. パブリックコメントの実施について	．．．．．	P 23

# おおつ障害者プラン 基本理念

## 基本理念

将来像

一人ひとりが尊重され、だれもが心豊かに暮らせる  
共生のまち“大津”

### ノーマライゼーション

どのような障害があっても、障害のない人と同じように生活し、活動できる社会が本来の社会の姿であるという考え方

### ソーシャル・インクルージョン

だれもが社会の中で孤立したり排除されず、その存在の価値と役割を持ち得る社会、だれもを包含しうる社会を目指す考え方

●障害者施策の取組の連続性、整合性を図りながら、現行プランの目指す将来像に向かって、引き続き各種施策に取り組む必要があることから、引き続き「一人ひとりが尊重され、だれもが心豊かに暮らせる共生のまち“大津”」を基本理念とします。

## 障害者計画の基本方針

(障害のある人の施策の理念や基本方針を定める計画)

- ①障害のある人の自己決定の尊重
- ②身近な配慮や工夫による共生社会づくり
- ③保健医療・福祉・教育・労働等の連携強化

## 障害(児)福祉計画の基本方針

(障害(児)福祉サービスの実施計画・整備量・見込量)

- ①障害のある人の自己決定と自己選択の尊重
- ②地域生活移行や就労支援等の課題への対応
- ③地域共生社会の実現に向けた取組への対応
- ④地域の実情に応じた障害福祉サービス等の対応
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障害福祉人材の確保
- ⑦障害のある人の社会参加の支援

## 重点的に取り組む施策

- ①共生社会づくりを目指すための差別解消の推進
- ②総合的な相談窓口となる基幹相談支援センターの機能充実
- ③災害時における地域の支援体制づくりの強化
- ④重症心身障害児者や医療的ケアを必要とする人、強度行動障害のある人への支援の充実
- ⑤医療と福祉の綿密な連携による在宅医療の充実
- ⑥障害のある人や家族の高齢化に対応した支援の推進
- ⑦情報提供から就労定着にいたるまでの総合的な就労支援の充実
- ⑧情報アクセシビリティの向上

# 大津市障害者計画 施策体系図

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]

一人ひとりが尊重され、だれもが心豊かに暮らせる  
共生のまち“大津”



# 大津市障害者計画

## 現行計画からの主な見直し・拡充内容

現計画の項目	新計画の項目	見直し・拡充等の内容
1.差別解消と相互理解の推進	1.差別解消と相互理解の促進	差別解消法に基づく合理的配慮の提供の促進(民間事業所への義務化等)
2.相談体制・情報提供の充実	2.相談体制・情報アクセシビリティの向上	情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえた施策の推進 重層的な支援体制整備事業の推進による複合化・複雑化したニーズへの対応
3.福祉のまちづくりの推進	3.福祉のまちづくりの推進	災害時要支援者対策の推進(個別避難計画策定等)
4.子ども育ちに応じた支援の充実	4.子ども育ちに応じた支援の充実	医療的ケア児への支援の拡充
5.保健・医療の充実	5.保健・医療の充実	精神障害のある人の地域移行支援の拡充
6.地域生活支援の充実	6.地域生活支援の充実	重度障害者等への重点的支援(強度行動障害、重症心身障害、医療的ケア児者等に対応した社会資源整備の推進等)
7.就労の促進	7.就労の促進	障害者雇用促進法改正等を踏まえた障害者雇用拡大への支援

# 大津市障害者計画 施策①

## 1. 差別解消と相互理解の促進

1-1	障害を理由とする差別解消と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共生社会の実現に向けた理解・啓発の推進</li> <li>(2) 差別の解消と合理的配慮の提供の促進</li> <li>(3) 福祉教育・人権教育の推進</li> </ul>
1-2	障害のある人の権利の擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害のある人への虐待の対応</li> <li>(2) 意思決定支援の推進</li> <li>(3) 権利擁護のための支援及び成年後見制度の利用促進</li> </ul>
1-3	生涯学習、スポーツ、文化・芸術活動等の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スポーツ、生涯学習活動等への支援</li> <li>(2) 文化・芸術活動への支援</li> </ul>



### 【重点的に取り組む施策】

#### 共生社会づくりを目指すための差別解消の推進

○「障害者差別解消法」における、民間事業者への「合理的配慮の不提供の禁止」の義務化が令和6年4月に施行されることなども踏まえて、共生社会の実現に向け、大津市全体の取り組みとして積極的に推進していきます。

# 大津市障害者計画 施策②

## 2. 相談体制・情報アクセシビリティの向上

2-1	相談体制の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 関係機関の連携の推進 (3) 重層的な支援体制整備事業の推進
2-2	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1) 障害特性に応じた情報提供体制の確保 (2) コミュニケーション支援の充実



### 【重点的に取り組む施策】

#### **総合的な相談窓口となる基幹相談支援センターの充実等**

○総合的な相談及び相談支援機関・相談支援事業所をコーディネートする役割を担う、基幹相談支援センターの機能の充実を目指すとともに、サービス利用計画の作成ニーズに応えるため、相談支援専門員の拡充を図ります。

#### **情報アクセシビリティの向上**

○障害のある人があらゆる分野の活動に参加するため、情報へのアクセシビリティの向上やコミュニケーション(意思疎通)手段の充実を図ります。

# 大津市障害者計画 施策③

## 3. 福祉のまちづくりの推進

3-1	生活環境の整備	(1) 歩行空間等の整備 (2) 移動・交通対策の推進 (3) 建築物の整備
3-2	防災・防犯対策の充実	(1) 地域ぐるみの支援体制の確立 (2) 防災対策の推進 (3) 地域における防犯の推進
3-3	地域福祉活動と団体活動の推進	(1) 地域福祉の推進 (2) 障害者関係団体への支援



### 【重点的に取り組む施策】

#### 災害時における地域の支援体制づくりの強化

○災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことを目指します。現在進めている個別避難計画の作成を促進するとともに、計画作成の同意率が向上するよう努めます。

# 大津市障害者計画 施策④

## 4. 子どもの育ちに応じた支援の充実

4-1	早期発見・対応と療育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害等の早期発見・早期対応</li> <li>(2) 療育・発達支援体制の充実</li> </ul>
4-2	年齢や発達段階、障害特性に応じた保育・教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 乳幼児期における保育・教育の充実</li> <li>(2) 学校教育の充実</li> <li>(3) 教育環境の整備・充実</li> <li>(4) 休日や放課後活動の充実</li> <li>(5) 医療的ケア児への支援の充実</li> </ul>
4-3	一貫した相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ライフステージに応じた相談支援体制の充実</li> <li>(2) 関係機関との連携の充実</li> <li>(3) 障害のある子どもを育てる家族支援の充実</li> </ul>



### 【重点的に取り組む施策】

#### 重症心身障害児や医療的ケア児への支援の充実

○重症心身障害児や医療的ケアを必要とする子どもが安心して生活するために、医療的ケアに対応できる事業所等の充実を図ります。

# 大津市障害者計画 施策⑤

## 5. 保健・医療の充実

5-1	医療との連携	(1) 医療機関との連携強化 (2) 地域医療・リハビリテーションの充実 (3) 医療的ケアの必要な人への支援の充実 (4) 医療サービスの充実
5-2	精神保健福祉に関する支援体制の充実	(1) 医療・相談体制の充実 (2) 精神障害のある人の地域移行への支援
5-3	健康づくり施策の充実	(1) 健康づくりの普及啓発 (2) 健康診査・訪問指導の充実 (3) 健康相談の充実 (4) こころの健康づくり支援の充実



### 【重点的に取り組む施策】

#### **医療と福祉の綿密な連携による在宅医療の充実**

○障害のある人が、リハビリテーションや治療を身近な地域で受けられるよう、保健・医療サービスの充実に努めます。

# 大津市障害者計画 施策⑥

## 6. 地域生活支援の充実

6-1	障害福祉サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害特性や個々のニーズへの対応の充実</li> <li>(2) 障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実</li> <li>(3) 適切なサービス提供に向けての指導</li> <li>(4) 重度障害者等(強度行動障害、重症心身障害、医療的ケア児者等)への支援</li> <li>(5) 障害福祉人材の確保・定着</li> </ul>
6-2	地域生活への移行の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域生活の移行支援</li> <li>(2) 地域生活支援拠点の充実</li> <li>(3) 居住の支援</li> </ul>
6-3	障害のある人の家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家族に対する総合的な支援</li> </ul>



### 【重点的に取り組む施策】

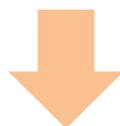
#### 重度障害者、及び障害のある人や家族の高齢化に対応した支援の推進

○重度障害者に対応できる事業所の拡充や、障害者の高齢化・「親亡き後」を見据えた住まいの場の確保などの充実を図るとともに、これらの方が日常生活または、社会生活を営む上で必要となる在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

# 大津市障害者計画 施策⑦

## 7. 就労の促進

7-1	就労支援の充実	(1) 職場における障害のある人の理解の促進 (2) 障害のある人の雇用の促進 (3) 就労移行及び定着支援の推進 (4) 難病患者の就労相談の利用促進
7-2	多様な就労の場の確保	(1) 事業振興の支援



### 【重点的に取り組む施策】

#### **情報提供から就労定着にいたるまでの総合的な就労支援の充実**

○障害のある人で働く意欲のある人には、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労に向けた支援や企業の理解促進、就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な就労支援を推進します。

# 第7期大津市障害福祉計画の成果目標①

## 【第7期障害福祉計画の目標値】

施設入所利用者の地域生活への移行		令和8年度 目標値
成果目標	施設入所者数	160人
	地域生活への移行者数	22人
	県外施設入所者のうち県内での生活を実現する者	3人

## 【目標実現に向けた取組】

●自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、当事者の利用ニーズや地域定着するために必要な社会資源の整備に努め、各関係機関と連携し、支援を行います。

●障害のある人の地域生活移行の受け皿として、住まいの場(グループホーム等)の確保に努めるとともに、訪問系サービスを使いながら重度障害のある人の暮らしを支える体制整備を行います。さらに、重度障害者に対応できる生活介護などの「日中活動の場」や、短期入所の整備に努めます。

# 第7期大津市障害福祉計画の成果目標②

## 【第7期障害福祉計画の目標値】

### 【目標実現に向けた取組】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		令和8年度 目標値
活動指標	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	8回
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	160人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回
	精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人
	精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人
	精神障害者の共同生活援助の利用者数	129人
	精神障害者の自立生活援助の利用者数	7人
	精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	19人

●精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害のある人を支える地域包括ケアシステムを更に拡充していきます。

●システムの拡充にあたっては、障害福祉、医療、保健、介護、住まい等を包括的に提供することや、さまざまな当事者活動やピアサポート活動への支援、精神障害のある人が地域で交流できる場を提供します。

●精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの拡充や、精神障害のある人の家族に対する支援等に関して、大津市障害者自立支援協議会精神福祉部会において、協議・検討を進めます。

# 第7期大津市障害福祉計画の成果目標③

## 【第7期障害福祉計画の目標値】

地域生活支援拠点等が有する機能の充実		令和8年度 目標値
成果目標	地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上 検証、検討
	強度行動障害を有する者への支援体制の充実	年5回以上 検証、検討
活動指標	地域生活支援拠点の設置か所数 (面的整備型)	1か所
	検証及び検討の実施回数について、 年間の見込み数	1回
	強度行動障害を有する者への支援体制の充実(大津市障害者自立支援協議会行動障害部会での検討)	6回

## 【目標実現に向けた取組】

●障害のある人の重度化や高齢化を見据えるとともに、障害の種別、程度に関わらず、障害のある人の地域生活支援を推進するため、地域生活支援拠点コーディネーターを中心に、おおつほっとネットお泊り事業及びお助け事業(地域生活支援拠点居室確保事業、支援員派遣事業)を活用し、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を担う地域生活支援拠点等の更なる連携を図ります。

# 第7期大津市障害福祉計画の成果目標④

## 【第7期障害福祉計画の目標値】

福祉施設から一般就労への移行		令和8年度目標値
成果目標	令和8年度中の一般就労移行者数(全体)	26人 (1.28倍増)
	令和8年度中の一般就労移行者数(就労移行支援)	21人 (1.31倍増)
	令和8年度中の一般就労移行者数(就労継続支援A型)	1人 (1.29倍増)
	令和8年度中の一般就労移行者数(就労継続支援B型)	6人 (1.28倍増)
	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	全体の5割以上
	令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数	4人
	就労定着支援事業所の就労定着率7割以上の事業所の割合	全体の2割5分以上
	自立協議会(就労支援部会)の開催回数	6回

## 【目標実現に向けた取組】

●障害のある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、障害のある人の希望に応じた就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を、引き続き、おおつ働き・暮らし応援センターと連携して行います。

●障害者就労施設等からの物品等の優先調達や、就労継続支援B型事業所に通所する人の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

# 第7期大津市障害福祉計画の成果目標⑤

## 【第7期障害福祉計画の目標値】

相談支援体制の充実・強化等		令和8年度目標値
成果目標	基幹相談支援センターの設置	設置済
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	5人
	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行なう部会の設置数及び開催回数	1部会・12回/年
	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)	12回
活動指標	総合的・専門的な相談支援の実施	実施
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	65件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	44件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	81回

## 【目標実現に向けた取組】

●相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターにおいて障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

●地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

# 第7期大津市障害福祉計画の成果目標⑥

## 【第7期障害福祉計画の目標値】

障害福祉サービス等の質の向上		令和8年度目標値
成果目標	サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	実施
活動指標	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3人
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	1回

## 【目標実現に向けた取組】

●障害者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について大津市障害者自立支援協議会と協力して検討を行います。

●障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施と、その結果を福祉指導監査課と事業所の指定部門である障害福祉課とで共有していきます。

# 第3期障害児福祉計画の成果目標

## 【第3期障害児福祉計画の目標値】

障害児支援の提供体制の整備等		令和8年度目標値
成果目標	重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置数	3か所
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保数	6か所
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	18か所
	医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置

障害児支援の提供体制の整備等		令和8年度目標値
活動指標	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	35人
	ペアレントメンターの人数	2人
	ピアサポートの活動への参加人数	40人

## 【目標実現に向けた取組】

- 相談支援に適切につなげることで、子どもの発達と家族の希望の両立を図ります。
- 医療的ケア児等コーディネーターや滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「こあゆ」と連携するとともに、必要な児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

R5年度	社会福祉審議会 障害者専門分科会	自立支援協議会 計画策定プロジェクト	大津市議会 教育厚生常任委員会	アンケート・団体ヒアリング・ パブリックコメント
4月	第1回 アンケート検討	第1回 アンケート検討		
5月		第2回 見込量		アンケート実施
6月		第3回 骨子案		アンケート集計
7月	第2回 見込量・骨子案	第4回 アンケート結果		
8月	第3回 計画素案	第5回 計画素案①		当事者団体ヒアリング
9月		第6回 計画素案②	計画骨子案説明	
10月	第4回 計画案	第7回 計画案		
11月	第5回 パブコメ案	第8回 パブコメ案	計画パブコメ案説明(本日)	
12月				パブリックコメント実施
1月	第6回 最終答申案	第9回 計画最終案		
2月	市長へ答申			
3月			計画答申内容説明	

# パブリックコメントの実施について

## (1)意見募集期間

令和5年12月8日(金) から 27日(水)まで

## (2)意見募集方法

市のホームページに掲載、市政情報課及び障害福祉課で閲覧

## (3)意見の提出方法

障害福祉課へ直接又は郵便、ファクスもしくはメールで提出  
(書面による提出が困難な場合は、障害福祉課へ連絡を。)

## (4)その他

- ア 御提出いただいた意見等及びそれに対する市の考え方をそれぞれ整理し、最終決定した内容を公表。
- イ 社会福祉審議会(障害者福祉専門分科会)で最終審議し、意見を聴取した上で、計画最終案としてとりまとめ。